十和田市

男女共同参画に係る公的表現のガイドライン

-すべての人が輝くまちづくりのために-

◆はじめに

本市では、「十和田市第３次男女共同参画社会推進計画」において、「すべての人が輝くまち」を目指して取り組みを進めています。

本ガイドラインは、公的に発行する各種情報誌の中の表現によって傷つく人が無いよう、男女共同参画の視点を取り入れ、性別による固定的な役割分担を意識させる表現をしないよう、留意していただきたい項目をまとめたものです。

◆基本的な考え方

１　イラスト・画像などを掲載する場合には多様性を意識しましょう（性別、年齢など）

挿絵が男女いずれかに偏っていないか留意し、紙面全体を見て、バランスよく配置されているか確認しましょう。

２　「性別による固定的な役割分担」を意識させるイラストなどが多用されていないか注意しましょう

女性…暖色系の服・スカート着用、エプロン姿（家庭にいる姿）
女の子…持ち物に花・リボン・ぬいぐるみなど、ままごと遊び、人形遊び
男性…寒色系の服、スーツ、作業服などの姿（仕事をする姿）
男の子…持ち物にサッカーボール・スケートボードなど、スポーツ用品　など

３　内容に関係のない人物をアイキャッチャーとして使用しないようにしましょう

※アイキャッチャー…人目を引くための視覚的要素のこと。

内容と無関係な人物をアイキャッチャーとして用いることは、本来の伝えたい内容がうまく伝わらないばかりでなく、その人物を飾り物や性的対象物として扱っているという印象を与えるので、その人物を掲載する理由が明確であるか熟慮しましょう。

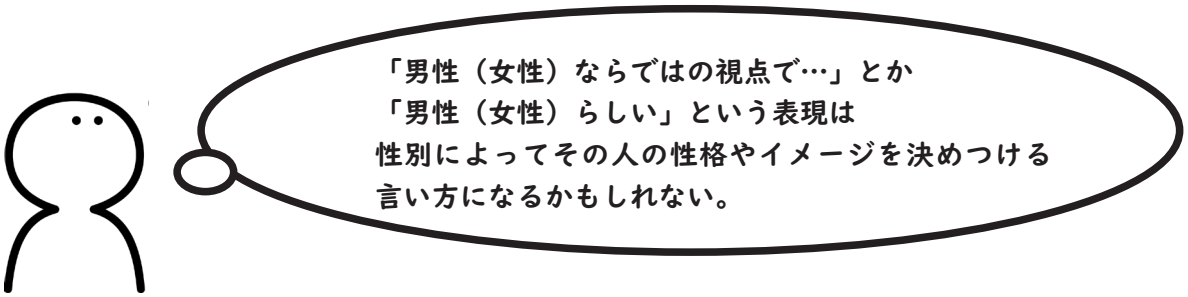
４　性別によって、役割やイメージを決めつけることの無いよう、留意しましょう。

個性は性差を上回ります。無意識に性別だけで人を判断して表現していないか、見直してみましょう。

・性別による固定的な役割分担意識の例

女性といえば、アシスタント、補助的、弱い、優しい、細やか、おしゃべり、文系
女の子といえば、可愛い、おとなしい、おしゃまさん、おませさん
男性といえば、リーダーシップがある、主導的、強い、厳しい、大胆、寡黙、理系
男の子といえば、活発、かっこいい、単純、子どもっぽい

例）新たなリーダーの○○さんは、今後、女性ならではの視点を生かして取り組みを進めていきます。



◆イラストや画像での表現を工夫してみましょう

1　多様性を意識した工夫の例



▲男性の画像に偏ったチラシの例



▲多様な人物がバランスよく配置されたチラシの例

2　「性別による固定的な役割分担意識」に留意したイラストの工夫の例


エプロン姿の女性


スーツ姿の男性


ミニカーで遊ぶ男の子


ぬいぐるみで遊ぶ女の子

▲女性、男性、男の子、女の子のイメージの例


会社員


保育士


サッカー選手


スポーツ選手

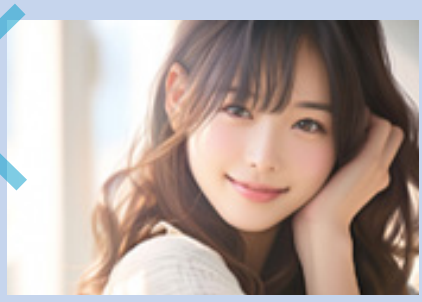

警察官


あやとり


家事の様子
（食事の用意）

▲人物の多様なイメージの例

3　アイキャッチャーに使用する画像の悪い例（左）と良い例（右）



▲内容に全く関係のない女性をむやみにアイキャッチャーに使用した例



▲内容に合った画像をアイキャッチャーに使用した例

◆言葉での表現を工夫してみましょう

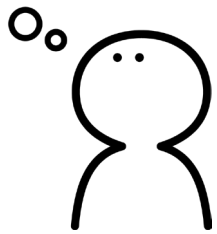
何気なく使っている文章表現にも男性を中心としてきた社会のしくみや性別による固定的役割分担意識が反映されたものが見られます。性別を強調する表現や対義語に男性が付く単語がない表現は避け、相手に配慮した表現となるよう工夫してみましょう。

■見直したい表現の例

見直したい表現	工夫した表現	見直したい理由
主人、亭主、旦那さん	夫、配偶者、パートナー	男性を「主」、女性を「従」として捉えた表現だから
家内、奥さん	妻、配偶者、パートナー	
未亡人、後家	（使用しない）	
彼氏 彼女	恋人、パートナー	性別を強調する表現だから
嫁ぐ、嫁をもらう、婿を取る	結婚	かつての家族制度に基づいた表現だから
舅 姑　など	配偶者の父 配偶者の母	
父兄 兄弟	保護者、父母 兄弟姉妹	男性に偏った表現だから
サラリーマン	会社員	職業などを性別で限定・区別する表現だから
フレッシュマン	新入社員、新人	
カメラマン	フォトグラファー、 撮影スタッフ、写真家	
オンブズマン	オンブズパーソン	
女房役 内助の功	補佐役、協力	女性は男性の補助的な存在という印象を与える表現だから
（職場で） うちの女の子が ○○ちゃんが	○○（個人名）が	相手を低く見る表現だから
女医 女性議員 女流作家 女子アナ	医師 議員 作家 アナウンサー	性別を強調する表現だから （必要な場合は「女性（の）」 または「男性（の）」をつける）
才女、老女、老婆、老爺	（使用しない）	性別を強調する表現だから
紅一点、看板娘、職場の花	（使用しない）	女性を鑑賞対象とした表現だから
保母 保健婦 助産婦 看護婦	保育士 保健師 助産師 看護師	法律上改められた表現だから
男（女）のくせに 男勝り 男泣き 女々しい	（使用しない）	個性を性別で決めつける表現だから
障害者 障害を持つ人	障がい者 障がいのある人	「害」が害悪など悪いものを想起させるから 自分の意思で障がいを「持つ」わけではないから

■判断の仕方
・言葉やイラストで使われた性別を入れ替えてみましょう。
　→違和感がある場合は、男女共同参画の視点から見ると何か問題があるかもしれません。疑わしい表現は使わずに、他の方法がないか考えてみましょう。
・自分が言われたら嫌だと思う言葉は避けましょう。
・男女両方の職員でチェックしましょう。

例えば…
男医？　男性議員ってわざわざ言わないな。
男流作家、男子アナ、才男、老男も言わないな。
老婆・老爺は自分が言われたら嫌だから使わない。
「障がい」を印象の悪い言葉で表記したくないな。



■配慮が必要な人へ取り組み
　例）イベントの申し込み締め切り　●月●日　ただし、介助（車いす、手話通訳、託児　など）が必要な人は▲日前までにお申し込みください。
　→すべての参加希望者が同じ日程で動けるような取り組みの検討をお願いします。

■対象を性別で限定するイベントなど
　例）「男性（女性）限定」「レディースディ」「男性（女性）の参加をお待ちしてます」など
　→性別で限定する必要があるか、根拠を説明できるかなど今一度ご確認をお願いします。
　　（ポジティブアクション※として男性（女性）の参加率を上げたい、など）
　　※ポジティブアクション…社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に一定の範囲で特別の機会を設けて実質的な機会均等を目指す手段

◆よくある質問

Q1　これまで使っていた表現をわざわざ変える必要がありますか。

　言葉や表現の繰り返しは、積み重なって「人々のものの考え方」に影響し「社会の固定観念」を形成することにつながります。業務本来の意味と表現する方法をよく考えて、性別の先入観にとらわれない表現に変える必要があります。

Q2　文化や伝統の破壊につながりませんか

　多様化した現代社会では、男だから、女だからと単純に区別することが適当でない場面が増えています。また、これまで不利な立場にあった人の側に立って新しい表現を作り出すなど、差別や不平等につながる文化や伝統は時代に即して変えていくことも必要です。

Q3　普段使っている言葉のどこが変ですか

　例えば「婚姻」を「入籍」というのは日常生活で何気なく使われている表現ですが、これは戦前の家父長制時代のように、女性が男性の戸籍に入るかのような誤解を招きかねない表現です。現在の戸籍上の結婚とは、男女が親の戸籍から抜けて新しい戸籍を作り、二人でそこに入るものです。慣用的な表現でも、男女の差別につながらないか、法に基づいた表現になっているか見直してみましょう。

Q4　表現の統制ではないですか

　このガイドラインは、男女共同参画の視点から、人権に配慮し、公的に発行する各種情報誌の中の表現によって傷つく人が無いよう、注意を呼びかけるためのものです。「すべての人が輝くまちづくり」のために、多様な受け手がいることを想像しながら、相手を尊重する意識を持って表現することが重要です。

Q5　刊行物などの作成を頼んだ業者が依頼内容にあったイラストや写真を持っていない場合、どうすればよいですか。

　公的な刊行物の責任は自治体に帰属することになります。外部業者にも、本ガイドラインを示して理解と協力を求めましょう。内閣府で提供している「男女共同参画に関するフリーイラスト素材」をはじめ、男女共同参画の視点に立って提供されているフリー素材等を適宜ご活用ください。

内閣府　男女共同参画に関するフリーイラストはこちらから▸

男女共同参画イラスト　検索

Q6　男性に青、女性に赤を使ってはいけませんか。

　トイレ表示のような「分かりやすさ優先」の場合もありますが、特定の色と性別を結び付けたような表現は、固定的な考えを助長することにつながるため「色分けが本当に必要であるか」を考えて判断しましょう。

Q7　調査や統計において、全体数●●人、うち女性●人という表記をしてはいけませんか。

　男女別のデータを把握することは男女共同参画社会の実現に向けてEBPM（Evidence Based Policy Making=証拠に基づく政策立案）を実施する観点からも重要なことですが、結果を表記する際は、可能な限り、男女を並列的に示すことが望ましいです。女性のみを内数にすると、女性を少数派として強調することにもつながります。

Q8　チラシやパンフレットに若い女性などを載せてより多くの人目を引くようにしたいのですが。

　内容と無関係の人物をアイキャッチャーとして用いることは、本来伝えたい内容や目的が薄れ、その人物を飾り物や性的対象として扱っているという誤解を与える可能性があります。伝えたい事が分かりやすく正確に伝わる表現を心掛けましょう。

◆おわりに

　どんなに気を付けて書いた文章でも、読み手によっては傷つくことがあったり、不快な気持ちになったりすることがあります。

　本ガイドラインを手掛かりの一つとして、日頃から情報を発信する際には「もしも自分が女性（男性）だったら、言われたくないな」と感じる表現や性別による固定的な役割分担を意識させる表現を避けるなど、ご配慮くださいますようお願いいたします。

●製作
令和６年３月

●関係法令・計画等
男女共同参画社会基本法
第３次十和田市男女共同参画社会推進計画

●問い合わせ先
十和田市みらい戦略部企画調整課市民協働参画係
〒034-8615　青森県十和田市西十二番町6-1
電話　0176-51-6725　FAX 0176-25-2049